



佐賀県公報

平成16年
9月22日
(水曜日)
第12510号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規則

◎佐賀県難病相談・支援センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則 (五五・健康増進課)

公告

○県営殿内地区土地改良事業の工事完了 (農地整備課)
○県営岩峰(下)地区土地改良事業の工事完了 ()

正誤

◎平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第三号中訂正 (職員課)

公布された規則のあらまし

○佐賀県難病相談・支援センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則 (規則第五五号)

佐賀県難病相談・支援センターの利用を開始する日は、平成一六年九月二六日とすることとした。

規則

佐賀県難病相談・支援センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成十六年九月二十二日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十五号

佐賀県難病相談・支援センター条例附則第二項に規定する規則で定める日を定める規則

佐賀県難病相談・支援センター条例(平成十六年佐賀県条例第十六号)附則第二項に規定する規則で定める日は、平成十六年九月二十六日とする。

○公告

平成16年3月19日県営土地改良事業(ため池等整備)殿内地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年9月22日

佐賀県知事 古川 康

平成15年3月20日県営土地改良事業(ため池等整備)岩峰(下)地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年9月22日

佐賀県知事 古川 康

○正誤

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第三号中訂正

頁	箇所	誤	正
6	上段 左から一〇行目	第四条	第五条

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月二十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)

	12			
	右から一段 下段 一四行目		左から一段 上段 四行目	
	総務法制課長	総務学事課長	総務法制課長及び	総務学事課長及び
	総務法制課	総務学事課	総務法制課長	総務学事課長